

転移シグナル若手研究会 会則

第一条

本会は「転移シグナル若手研究会」と称する。

第二条

本会の運営事務局は、東京慈恵会医科大学 西新橋キャンパス内に置く

〒105-8461

東京都港区西新橋3-25-8

東京慈恵会医科大学 西新橋キャンパス

転移シグナル若手研究会 事務局

e-mail: metastasis.signaling@gmail.com

第三条

本会はがん転移や腫瘍悪性を標的としたシグナル伝達、腫瘍内微小環境、細胞間相互作用に関する研究の発展を図り、研究発表を通じた交流・情報交換の場を形成し、研究成果による社会への還元を目的とする。また、若手研究者が主体的に会の運営を行い、当該分野の大学院生、次世代研究者の育成と交流を目的とする。

第四条

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 原則として年1回の学術集会を開催する。
2. その他、研究発表会以外の事業として、本会の目的を達成すべく次の事業を行うことができる。

- (1) 印刷物の刊行
- (2) 共同研究・アンケート調査
- (3) ホームページの開設

等

第五条

本会会員は、本会の目的に賛同する研究者および学生とする。

第六条

本会の企画ならびに運営を行うために運営委員を置くことができる。

第七条

本会に世話人、幹事、幹事代表、会計および監事を置く。

第八条

会費は世話人の判断に基づき、学術集会時に参加費を徴収する。また、その他の費用（企業からの協賛金等）をもって支弁する。

第九条

研究会事務局は会計年度終了後、次回の研究会でその収支報告を報告し承認を得る。なお、剰余金は翌年度に繰越すものとする。

第十条

世話人は、必要に応じて収支内容を会員および研究会参加者に公表する。

第十一条

監事は、本研究会の財産、及び業務の執行状況を監査し、法令、会則に違反があると認めるときは、幹事に報告する。

第十二条

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

幹事代表 中山淳 国立がん研究センター

幹事 坂本毅治 関西医科大学

幹事 口丸 高弘 自治医科大学

幹事 與五沢 里美 東京慈恵会医科大学

幹事 山本 瑞生 東京大学

幹事 高橋-山城 恵生 アルバータ大学

監事 坂本毅治 関西医科大学

会計 中山淳 国立がん研究センター

2. 本会則は令和 5 年 8 月 5 日の幹事の議を経て制定され、同日から施行する。

転移シグナル若手研究会

令和 5 年 8 月 5 日発行